

特殊詐欺被害の拡大防止に向けた取組みについて

令和5年7月24日
県央愛川農業協同組合

当組合では、警察庁等からの特殊詐欺被害の未然防止に向けた取組み要請を踏まえ、一部のお客さまを対象に、下記のとおりJ A貯金口座でのお取引の制限を実施させていただいております。

本県において特殊詐欺（盗難カード、振り込め詐欺など）が多発する中、昨今は犯罪グループが金融機関職員や警察等を名乗り、高齢の方からキャッシュカードを詐取し、ATMからお金を引き出すなど、手口は巧妙化し、被害がますます拡大していくことが懸念されています。

本取組みは、このような詐欺被害の拡大を防止し、お客さまの大切な貯金をお守りする対策ですので、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

記

1 制限開始日

令和5年10月24日（火）

2 対象となるお客さま

令和5年6月30日現在で70歳を迎えているお客さま

3 制限内容について

ATMでキャッシュカードを利用した1日あたりの「出金・振込の合計金額」を一律30万円に制限させていただきます。

4 その他

- 対象となったお客さまで、利用制限を希望されない場合は、キャッシュカードの発行店窓口までご相談ください。
- キャッシュカードのご利用限度額変更のお手続きの際は、通帳、お届け印、運転免許証等の本人確認書類をご持参いただきますようお願いいたします。
- 対象の有無問わず、キャッシュカードの利用停止を希望されるお客さまは、キャッシュカードの発行店窓口までご相談ください。

以 上